

# 山梨県議会基本条例 逐条解説

## 前 文

議会は、地方公共団体の意思決定を行う議決機関としての役割と、知事の執行権に対する監視を行う機関としての責務を担っている。地方公共団体の自己決定権と責任の範囲の拡大に伴い、住民代表機関としての議会は、その使命を再確認し、その機能をさらに充実強化することが求められている。

また、民主主義の発展と住民福祉の向上は、知事と議会がそれぞれの特性を生かし、住民意思を行政に的確に反映させる仕組みを構築してこそ実現されるものであるとの認識にたち、本県議会は、これまで、県民生活の向上と地方自治の実現を目指し、二元代表制の一翼を担う存在として、県民の意思を県政に反映できるよう、知事等と緊張ある関係を保ちつつ、政策条例の制定や政策提言などに取り組んできた。

しかし、その一方で、県民の理解や期待に十分に応えていないのではないか、との厳しい指摘もあることを踏まえ、現状を真摯に受け止め、議会の果たすべき役割を明確にするとともに、より開かれた議会活動の推進とたゆみない改革への決意を広く県民に示すため、ここに、この条例を制定する。

### 【趣旨】

前文では、この条例を制定するに至った背景や経緯、議会の決意等を明らかにしている。

### 【解説】

前文では、この条例を制定するに至った背景として、議会には、その使命を再確認し、その機能をさらに充実強化することが求められていることを挙げている。

また、これまで本県議会では、県民生活の向上と地方自治の実現を目指し、知事等と緊張ある関係を保ちつつ政策条例の制定や政策提言などに取り組んできたことを記述した。

そして、議会の果たすべき役割を明確にすること、より開かれた議会活動の推進とたゆみない改革への決意を示すために議会基本条例を制定することとした旨を記述した。

### 【制定の経緯】

議会基本条例については、平成 23 年からその制定に向け検討されてきたが、その後、一旦、検討が中断していた。しかし、平成 28 年 2 月定例会の流会を教訓に、同年 9 月、議会改革検討協議会において議会基本条例案検討委員会を設置して検討を進め、平成 29 年 2 月定例会に条例案を上程して可決成立した。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、山梨県議会（以下「議会」という。）の基本理念を明らかにするとともに、議会の役割及び運営原則、山梨県議会議員（以下「議員」という。）の責務及び役割、県民と議会との関係、知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）と議会との関係等、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその機能を高めるとともに県民の負託に的確に応え、もって県民福祉の向上及び県政の発展に寄与することを目的とする。

### 【趣旨】

本条は、この条例を制定する目的について定めたものである。

### 【解説】

これまで明文化されていなかった議会の基本理念、議会の役割及び運営原則、議員の責務及び役割、県民と議会との関係、知事その他の執行機関と議会との関係など、議会に関する基本的な事項を明確にし、議会・議員と県民の共通認識とすることで、議会がその機能を高め、県民の負託に的確に応え、その結果、県民福祉の向上と県政の発展に寄与していくことを、この条例の目的として規定した。

### (基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下、県民を代表し、県の意思決定を担う議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くすとともに、その機能を最大限に発揮して、広く県政全般の課題を把握し、多様な県民の意思を県政に反映させ、地方自治の確立に取り組むものとする。

2 議会は、その意思決定の過程を明らかにして、公正かつ透明な議会運営を行うとともに、情報公開を積極的に推進し、県民に開かれた議会の実現を通じて県民の信頼に応えるものとする。

### 【趣旨】

本条は、本県議会の基本理念について定めたものである。

### 【解説】

1 地方自治法（以下「自治法」という。）には、議会の組織や個々の権限等について定めた規定はあるものの、議会が担う責務や役割について総括的に定めた規定はない。

そのため、本条で議会が達成しようとする基本的な理念を明らかにするとともに、第2章でその役割や運営原則等について規定した。

2 二元代表制（議会と執行機関の長である知事が、ともに住民の直接の選挙により選

任され、相互に抑制と均衡を図ることで公正な行政運営を図るもの)において、県民の多様な意見を代表する機能を有する議会は、県民の多数意見を代表する知事とは異なる視点で県民の意思を県政に反映させる役割が期待されている。

3 そこで、第1項では、議会は県の意思決定を行う議事機関として本会議や委員会等において公平かつ公正な議論を尽くすとともに、議決権や監視権などの議会の機能を最大限に発揮し、多様な県民の意思を県政に反映させ、地域の課題をその実情に応じて地域自らが判断し対処するという地方自治の確立に取り組むことを基本理念として規定した。

4 また、議会に対する県民の信頼を確保するためには、議会活動に対する透明性を確保する必要がある。

そのため、第2項では、意思決定の過程を明らかにすること、情報公開を積極的に推進することを規定した。

## 第2章 議会の役割、運営等

### (議会の役割)

第3条 議会は、基本理念にのっとり、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 議決による県の意思決定
- (2) 知事等の事務の執行についての監視及び評価
- (3) 県政の課題に関する政策の立案及び提言
- (4) 意見書、決議等による国等に対する意見表明
- (5) 議会活動で明らかとなった県政の課題及び審議、審査結果等の県民への説明

2 議会は、付議された案件に対し、精査するとともに、誠実に対応しなければならない。

### 【趣旨】

本条は、県政において議会が担っている主な役割について定めたものである。

### 【解説】

1 本条では、第2条で定めた基本理念を達成するために、議会が担うべき役割を規定した。

2 第1号では、議会が、憲法第93条第1項により設置された、県民の代表者からなる議事機関として、議決により県の意思決定を行う役割を担っていることを規定した。

第2号では、議会が、二元代表制の下、知事等の執行機関の事務執行が適切に行われるよう、監視し、評価する役割を担っていることを規定した。

第3号では、県政が抱える諸課題に対し、議会としても、政策を立案したり、これを知事等に提言したりする役割を担っていることを規定した。

第4号では、自治法第99条の規定に基づく意見書の提出、議会としての意思表示で

ある決議、県民から提出された請願の採択・不採択等を行うことにより、国や知事等に対し、議会としての意見を表明しその対応を促す役割を担っていることを規定した。

第5号では、本会議や委員会等の議会活動を通じて明らかとなった県政の課題や、本会議等での審議・審査の経過について、県民に説明する役割を担っていることを規定した。

第2項では、付議された議案に対する議会の姿勢について規定した。

(議長及び副議長の責務)

第4条 議長は、議会の代表として、議会の品位を保持し、議会の機能強化に向けて先導的な役割を果たすものとする。

2 議長及び副議長は、議会活動の状況、県政の課題に対する議会の方向性等について、広く県民に明らかにする役割を担うものとする。

3 議長及び副議長は、議会事務局を統括し、綿密な議会運営に努め、秩序を保持するとともに、その責任を負うものとし、不測の事態が生じたときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、議会の代表である議長と、議長に事故あるとき等に議長の職務を行う副議長が果たすべき役割について定めたものである。

【解説】

1 議長は、二元代表制の一翼を担う議会を代表する者であり、その地位の重要性や責任の重さに鑑み、本条で、議長が果たすべき役割の規定を置くこととした。

2 第1項では、議長は、議場の秩序保持、議事の整理、議会の事務の統理など、自治法上(第104条)与えられた権限を適切に行使することはもちろん、議会への信頼を確保しその権威を高めるため、議会の品位を保持するとともに、議会の機能強化に向けて、リーダーシップを発揮する役割を果たすべきであることを規定した。

3 議会を県民に開かれた顔の見える存在とするためには、議会としての活動状況や考え方について積極的な情報発信を行うことが重要である。

第2項では、議長及び副議長がその役割を担っていくことを規定した。

議長及び副議長が明らかにすることとしている「議会活動の状況」には、定例会・臨時会の開催結果、議会行事の予定や実施結果などが、「県政の課題に対する議会の方向性」には、議会が可決した意見書・決議や議長声明の内容、知事の政策に対する議会での協議経過や今後の進め方、議会改革など議会自身の課題への取り組み状況などが考えられる。

4 議長の職務権限は、自治法第104条に規定されているが、第3項では、さらに具体的に、議長と副議長が議会事務局を統括すること、綿密な議会運営に努めること及び議会の秩序を保持することを規定するとともに、これらについて議長及び副議長が責

任を負うこと、不測の事態が生じたときは速やかに必要な措置を講ずることを明定した。

(議会の運営原則)

- 第5条 議会は、会議等（本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う場をいう。以下同じ。）の議事を公正、円滑かつ効率的に行うとともに、県民に開かれた透明性の高い運営に努めるものとする。
- 2 議会は、言論の府として、個々の議員の発言の尊重と議員相互の活発な議論喚起による議会の活性化に努めるものとする。
  - 3 本会議において一般質問を行うに当たっては、論点が明確になるよう、一問一答方式その他の効果的な方法により、その内容の充実を図るとともに、本会議において表決を行うに当たっては、争点が明確になるよう、議案に対する討論を積極的に行うものとする。
  - 4 議長又は副議長の選出に当たっては、その職に就任することに意欲ある議員は、選挙に先立ち所信を述べるものとする。

【趣旨】

本条は、議会を運営していく上で守るべき原則について定めたものである。

【解説】

- 1 議会は、多数の議員から構成される合議制の機関であるが、議決事件に関しては、議会の議決により県の意思が最終的に決定され、知事等は議会の議決が無い限りその執行はできない。  
そのため、第1項では、会議等の議事を、公正で円滑かつ効率的に行うことを規定した。  
また、このような重大な行為である議決に対する県民の信頼を確保するためには、議会の意思決定に至る過程における透明性を確保することが重要である。  
そこで、その意思決定過程を明らかにするため、県民に開かれた透明性の高い議会運営に努めるべきであることを規定した。
- 2 他方、議会は、言論の府であり、公平・公正な議論を尽くし多様な県民意思の調整を図っていく必要がある。  
そこで、第2項では、個々の議員の発言の尊重と、議員相互の活発な議論の喚起によって議会の活性化に努めることを規定した。
- 3 本会議や委員会で行われる議案への質疑や県の一般事務に関する質問は、県民に対し県政の課題や争点を明らかにする重要な議会の活動である。  
そこで、第3項では、議会として、質問等の論点が明確になり、県民に分かりやすいものとなるような運営に努めるべきであることを規定した。
- 4 議長及び副議長は、議員による選挙によって選出されるが、議長及び副議長の選出

過程の透明性を確保するため、議長、副議長に就任することに意欲のある議員は、選挙に先立ち所信を表明することを規定した。

所信表明に関する手続については、「正副議長選挙にあたっての所信表明に関する申し合わせ事項」(平成29年6月15日)で定めている。

(定例会の会期)

第6条 議会は、定例会の会期を決定するときは、十分な審議日程を確保できるよう定めるものとする。

【趣旨】

本条は、定例会の会期についての基本的な考えを定めたものである。

【解説】

議案の審議等の議会の役割を果たすためには、定例会の会期の決定にあたり十分な審議日程が確保できるよう配慮する必要がある。

こうした趣旨を踏まえて規定したものである。

(緊急事態等への対応)

第7条 議会は、災害、緊急事態等の発生に際し、知事が定める地域の防災に関する計画のほか、議長が別に定めるところにより、迅速かつ機動的に状況の把握その他の調査活動を行うなど、議会の役割を踏まえた必要な対応に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、災害及び緊急事態等の発生時における議会の対応について定めたものである。

【解説】

特に近年、県民の生命、財産を脅かす災害が発生している状況にあることから、災害及び緊急事態の発生時において、議会として対応すべき基本的な役割を規定したものである。

大規模災害等発生時の対応については、対応マニュアルを定めている。

(委員会)

第8条 委員会は、県政の課題を的確に把握し、その専門性と特性を生かした運営に努めるものとする。

2 常任委員会は、付託された議案に関する質疑、討論及び採決を行うとともに、所管事項に関する質疑、請願の審査等を行うものとする。

3 常任委員会は、必要な調査及び審査のため、閉会中の継続審査の効果的な活用等により、県政の課題に対応して機動的に開催するものとする。

4 特別委員会は、県政の課題等に対応して必要がある場合に設置し、特定の事件に関する調査及び審査を行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の設置及び運営については、別に条例で定めるところによる。

【趣旨】

本条は、委員会運営の原則について定めたものである。

【解説】

1 執行機関の監視・評価や政策立案・提言などの議会の機能を充実させるためには、少人数で専門的な審査・調査を行う機関である委員会の役割が重要となってくる。

そこで、本条では、委員会の運営原則について規定した。

2 第1項では、委員会について、県政の課題の的確な把握及び専門性と特性を生かした運営に努めることを規定した。

3 第2項では、常任委員会が、付託された議案に関する質疑、討論及び採決、所管事項に関する質疑、請願の審査などを行うことを明定した。

4 第3項では、常任委員会は、議会の閉会中においても委員会において引き続き付託された事件の審査・調査を行うことができる「閉会中の継続審査」の制度（自治法第109条第8項）を効果的に活用し、議会の開会中はもちろん、閉会中においても県政の課題が生じれば機動的に委員会を開催し審査・調査を行うことにより、議会としての監視・評価機能や政策立案・提言機能の強化につなげていくことを規定した。

5 第4項では、特別委員会は、県政の課題について調査、審議すべき事項が発生した場合に設置し、その特定の事件について調査、審査を行うことを規定した。

6 本県では、委員会の設置及び運営に関する事項は「山梨県議会委員会条例」（昭和31年条例第48号）に規定されている。

(他の地方議会との連携)

第9条 議会は、他の地方議会との交流及び連携に努め、議会改革の推進及び議会活動の充実を図るものとする。

**【趣旨】**

本条は、他の地方議会との関係のあり方について定めたものである。

**【解説】**

議会改革を推進したり、議会活動を充実させるためには、他の地方議会における取り組みを参考にすることも有効である。

また、他の地方公共団体と共通する課題に取り組むのであれば、本県議会単独で取り組むよりも、関係する地方議会同士で連携して調査研究や政策立案を行ったり、共同して国等への政策提言や要望活動を行ったりする方が効果的である。

そこで、本条において、他の地方議会と交流を行い、相互に連携を図るよう努める旨を規定した。

本条の「他の地方議会」には、外国の地方議会も含む。

( 専門的知見の活用等 )

第 10 条 議会は、議案の審査又は県の事務に関する調査を効果的に行うため、必要に応じて、議決により、専門的事項に係る調査の委託を活用するとともに、学識経験を有する者等で構成する調査のための組織を置くことができる。

**【趣旨】**

本条は、調査機関等の設置について定めたものである。

**【解説】**

1 県が扱う行政の範囲は広範であり、さらに複雑化、高度化しているため、議会が議案の審査や県の事務に関する調査を効果的に行うためには、必要に応じて専門家の知見を参考にして審議等を行うことが有効である。

そのため、議会が、議案の審査や県の事務の調査を行う際に、必要に応じて、調査の委託を活用するとともに、合議制の審査・調査機関を設置できることとし、当該機関に対し、「専門的知見の活用」の制度（自治法第 100 条の 2）による調査や報告を求めることができるとしたものである。本機関は議会が設置するものであることから、議会としての機関意思の決定が必要であるため、議決により設置する。

第 3 章 議員の責務、役割等

( 議員の責務 )

第 11 条 議員は、選挙により選出された県民の代表者として、県民全体の利益を考え、その負託と信頼に応えるため、広く県政全般の課題及びこれに対する県民の意思を的確に把握し、議会活動を通じて県政に反映させる責務を担う。



### 【趣旨】

本条は、議員が果たすべき責務について定めたものである。

### 【解説】

- 1 自治法には議員の位置付けや責務に係る一般的な規定は置かれていないことから、議会を構成する個々の議員がどのような責務や役割を担っているかを規定したものである。  
また、議員としても自らの責務を再確認することにより、今後もその役割を果たしていこうとするものである。
- 2 本条では、県議会議員は、県民全体の利益を考え、自らの選挙区における地域的な課題だけでなく、広く県政全般における課題を把握するとともに、これに対する県民の意思についても的確に把握する責務を有すること、また、本会議や委員会での審議・審査などの議会活動を通じて県民の負託と信頼に応えるべき責務を有することを規定した。

#### (議員の役割)

第12条 議員は、責務を果たすため次に掲げる活動を行うものとし、活動に必要な能力の向上を図るため研修及び研究を通じて、不断の自己研さんに努めなければならない。

- (1) 議会に提出された議案の審議及び審査
- (2) 県の政策形成に係る調査及び研究、政策立案並びに政策提言
- (3) 予算の適正執行についての監視及びその成果についての評価
- (4) 県政についての県民からの意見の聴取及び県民への説明

### 【趣旨】

本条は、議員が担う主な役割について定めたものである。

### 【解説】

- 1 本条では、議員が、第11条に規定する責務を果たすために担う議員の活動について規定するとともに、研修や研究を行って自己研さんに努め、議員活動に必要な能力の向上を図ることを規定した。
- 2 第1号では、基本的な議会活動についてあらためて規定した。(自治法第100条第12項参照)  
第2号では、県の政策形成に関する調査・研究を行うとともに、政策を立案し提言する役割を担うことを規定した。  
第3号では、議員は予算が適正に執行されているか監視を行うとともに、その成果について評価することを規定した。

第4号では、県民の代表である議員が県民の意思を県政に反映する責務を果たすため、県政についての県民の意見を聴取することと、県民の意見を聞くだけでなく、県民に県政の課題や実情について正確に理解してもらうことも必要であることから、議員はその説明に努めるべき役割も担うことを規定した。

(政治倫理)

第13条 議員は、県民の負託を受けた代表として重大な使命と高い倫理的義務が課せられていることを深く認識し、品位の保持及び政治倫理の向上に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、議員の政治倫理について定めたものである。

【解説】

1 議会への信頼を確保するためには、議会を構成する個々の議員が県民から信頼されなければならない。

本条では、議員は、選挙により県民の負託を受けた代表として、重大な使命と一般の職業よりも高い倫理を守るべき義務があることを常に自覚する必要があること、公務中・公務外にかかわらず議員としてふさわしい品位を保持すること、政治倫理（政治家として持つべき規範意識）の向上に努めなければならないことを規定した。

(資産等の公開)

第14条 議員は、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発展に寄与するため、別に定めるところにより、その資産等を公開しなければならない。

【趣旨】

本条は、議員の資産等の公開義務について定めたものである。

【解説】

本条は、議員の政治倫理に関する具体的な取り組みの一つとして、資産等の公開義務を定めたものである。

本県では、県議会議員の資産等の公開については、「政治倫理の確立のための山梨県議会の議員の資産等の公開に関する条例」(平成7年条例第53号)に規定されている。

(定数及び選挙区)

第15条 議会は、議員の定数及び選挙区の設置について、県民の意思を県政に十分反映できるよう、適宜、適切な見直しを行うものとする。

【趣旨】

本条は、議会を構成する議員の定数及び選挙区のあり方について定めたものである。

【解説】

1 議会は、県民の多様な意見を把握し、その調整を図り県政に反映していく役割を担っている。

定数及び選挙区については、多様な県民の意思を県政に反映させる上で重要な事項であり、人口動向や一票の格差なども踏まえながら、適宜、必要な見直しを行うことを規定したものである。

(議員報酬等)

第16条 議員報酬は、議員の責務及び役割に見合うものとなるようこれを定めるものとする。

【趣旨】

本条は、議員の議員報酬を定める場合の基本的な方針について定めたものである。

【解説】

1 「議員には議員報酬を支給しなければならない。」(自治法第203条)

議員報酬をどのように決定するかは、議員の活動の質や人材確保に影響を及ぼす重要な事項であることから、これを定める場合の基本的な方針を規定したものである。

2 議員報酬は、議員の役務に対する対価として支払われるものである。

県政に係る課題は広範にわたり、その内容も高度化・複雑化しており、議員は、議会における審議・審査などの活動以外にも、政務調査活動などに相当の時間が費やされている実態がある。議員報酬は、議員が行っている活動の内容を十分考慮して決定する必要がある。

他方、議員報酬は、知事等の特別職の報酬、他の都道府県議会議員の報酬とのバランスや、県の財政状況などの社会経済情勢も考慮して決定する必要があることは当然である。

そこで、議員報酬は、議員が県政において果たすべき責務や担っている役割を総合的に勘案して、これに見合う適正な額を決定すべきことを規定したものである。

(会派)

第17条 議員は、議会活動及びその他の活動を円滑に行うこと並びに県民意思を県政に効果的に反映させることを目的として、会派を結成することができるものとする。

【趣旨】

本条は、会派を結成できる旨を定めたものである。

【解説】

- 1 会派は、基本的な政策が一致する議員が議会における活動をともに行うため任意に結成する団体である。  
会派は、自治法で政務活動費の交付対象とされているほか、本県議会においては、委員会の構成や質疑者の配分などで会派を単位としていること、また、会派ごとに議案に対する賛否や発議案等についての検討、所属議員の研修活動などが行われている実態から、議会運営上必要不可欠な存在となっている。
- 2 本条では、議員が議会活動を円滑に行うこと、県民の意思を県政に効果的に反映させることを目的として会派を結成できることを規定した。

(政務活動費)

第18条 政務活動費は、会派及び議員の調査研究その他の活動に資するため、別に定めるところにより、交付されるものとする。

- 2 会派及び議員は、政務活動費について、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、政務活動費のあり方について定めたものである。

【解説】

- 1 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として会派又は議員に交付することができる。(自治法第100条第14項)  
政務活動費は議員の活動基盤の充実を図る上で大きな役割を果たしていることから、その交付に当たっての基本的な方針を本条で規定することとした。
- 2 第1項では、政務活動費について、必要な調査研究その他の活動に資するため交付するものであることを規定した。  
第2項では、政務活動費の交付を受けた会派と議員は、県民の信頼を確保するため、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを規定した。
- 3 政務活動費の具体的な交付対象、額、交付方法、使途の公表等については、「山梨県

政務活動費の交付に関する条例」(平成13年条例第2号)及び「山梨県政務活動費の交付に関する規程」(平成13年議会訓令甲第1号)で定めている。

#### 第4章 県民と議会との関係

(県民参加の推進)

第19条 議会は、県民の意思を的確に把握し、県政に反映させるため、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

- (1) 委員会の運営に当たっての参考人及び公聴会の制度の活用
- (2) 提出された請願及び陳情を県民による政策提案ととらえた誠実な処理
- (3) 県政の課題について、必要に応じて県民の意見を聴く機会の設置

#### 【趣旨】

本条は、県民の議会活動への参加を推進するための取組方針について定めたものである。

#### 【解説】

1 議会在、県民の意思を的確に把握し県政に反映させるためには、議会としても積極的に県民と関わる機会を持つ必要がある。また、県民にとっても議会の活動に直接関わることで、議会を身近に感じてもらう効果があると考え。そこで、本条に掲げる方法などにより、県民の議会活動への参加を推進する方針を規定した。

2 第1号では、委員会において、学識経験者や利害関係人から直接話を聞く制度として自治法に規定されている公聴会、参考人制度を、委員会の運営に当たって活用していくことを規定した。

第2号では、県民の声を議会が直接受け止める貴重な機会である請願と陳情について、これらが議会に対して行われた場合は、県民からの政策提案と捉え、その内容について十分な審査を行うとともに、これを採択した場合は関係機関に善処を求めるなど誠実に処理すべきことを規定した。

第3号では、県政の課題について、必要に応じ、議会として県民の意見を聞く機会を設けることを規定した。

具体的な方法は、案件に応じて個別に検討することとなる(パブリック・コメント、意見聴取会等)。

(広報の充実)

第20条 議会は、県民に開かれた議会を実現するため、本会議等の中継及び録画配信並びに会議録の公開及び検索機能の充実を図るとともに、多様な広報媒体の活用により、議会活動に関する情報の公開及び提供に努めるものとする。

2 議員及び会派は、それぞれの議会活動に関して積極的な広報に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会における広報のあり方について定めたものである。

【解説】

1 議会が県民に対して開かれた存在となるためには、議会から県民へ情報を発信する手段である広報を更に充実させることが重要である。

そこで、本条において、議会として広報の充実に取り組んでいく方針を明らかにした。

2 第1項では、本会議等の中継・録画配信、会議録の公開・検索機能の充実を図ること、広報紙、テレビ、ラジオ、インターネットのホームページなど多様な広報媒体を活用して、議会活動に関する情報の公開、提供に努めていくことを規定した。

3 第2項では、議会が行う広報の場合、議会の開会中に行われた活動内容が中心になるため、会派や個々の議員の議会活動は見えにくい面があり、議会への信頼を高めるためにはこのような活動についても県民に知ってもらうことが効果的と考えることから、会派や議員個人が行っている議会活動について積極的に広報を行うべきであることを規定した。

(会議等の公開等)

第21条 議会は、その意思決定に至る過程を県民に対して明らかにするため、会議等を原則として公開するとともに、議案に対する会派等の賛否を速やかに公表するものとする。

2 議会は、県民が会議等を傍聴しやすい環境を整備し、会議等の公開の実効性を確保するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、会議等の公開について定めたものである。

【解説】

1 議会の判断に対する県民の信頼を確保するためには、その意思決定過程を明らかにする必要がある。

そこで、第1項では、議会における会議等（本会議、委員会、協議調整の場）につ

いては、原則として公開していくことを規定した。ただし、会議等の性格上公開に馴染まないものは、例外として対象から除かれることとなる。

また、議会の意思決定の結果をより詳細に明らかにするため、本会議で採決された議案（意見書・決議を含む）や請願に対する会派と無所属議員の賛否を速やかに公表することを併せて規定した。

- 2 第2項では、会議等の公開を行うに当たっては、単に県民の傍聴を認めるに止まらず、例えば傍聴手続きや配付資料の改善など県民ができるだけ傍聴しやすい環境の整備に努め、会議等の公開の実効性を確保するよう努めることを規定した。

（意見の公募）

第22条 議長は、議員又は委員会が県の政策に関する条例を制定しようとする場合は、当該議員又は委員会の申出に基づき、あらかじめ、当該条例の案及びこれに関連する資料を公表し、広く県民の意見を求めるものとする。

- 2 前項の場合には、議員及び委員会は、当該条例の案について提出された意見をできる限り考慮するものとする。

【趣旨】

本条は、議員提案で県の政策に関する条例を制定する場合、県民の意見を定めることを定めたものである。

【解説】

- 1 県の政策に関する条例は、県民の生活に直接関わるものであることから、条例を制定しようとする議員又は委員会の申出に基づき、条例案や関連資料を公表して、県民から当該条例案に対する意見の提出を求めることを規定した。
- 2 第2項では、県民から提出された意見については、その内容を検討し、条例案への反映の可否について判断していくことを規定した。

（県民との意見交換）

第23条 議会は、県政の課題に関する情報の収集を図るとともに、調査審議の充実に資するため、委員会による調査活動を通じ、幅広い層の県民と意見を交換する場の充実に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県民の議会活動への参加を推進するための取組方針について定めたものである。

## 【解説】

1 議会が、県民の意思を的確に把握し県政に反映させるためには、議会としても積極的に県民と関わる機会を持つ必要がある。また、県民にとっても議会の活動に直接関わることで、議会を身近に感じてもらう効果があると考え。

そこで、委員会の調査活動の一環として、県民の方々との意見交換の場を設けること及びその充実に努めることを規定した。

## 第5章 知事等と議会との関係

### （知事等との関係の基本原則）

第24条 議会は、二代表制の下、議決権を有する議会の権能と執行権を有する知事等の権能との違いを明確にし、知事等の役割を尊重しつつ、常に緊張ある関係を保ちながら、是々非々を基本原則に、議会機能をより高め、もって知事等と議会の共通目標である県民福祉の向上と県政進展に貢献するものとする。

## 【趣旨】

本条は、知事との関係における議会のあり方に関する基本的な原則について定めたものである。

## 【解説】

1 本条は、県議会が、知事とどのような関係に立つべきかを明らかにしておく必要があると考え、両者の関係に係る基本原則の規定を置いたものである。

2 議会は、議決により県の最終的な意思決定を行う議事機関として、行政事務を執行する機関である知事等の権能との違いを明確にし、知事等の役割を尊重しつつも馴れ合うことなく、適切な緊張関係を維持しながら、知事の事務執行の監視・評価、政策立案・提言等の議会に与えられている機能をより高めることによって、知事等と議会との共通の目標である県民福祉の向上と県政進展に貢献することを規定した。

### （監視及び評価）

第25条 議会は、知事等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率性をもって行われているかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認める場合は、知事等に対し、適切な措置又は対応を講ずるよう求めるものとする。

## 【趣旨】

本条は、第24条の基本原則を踏まえ、議会が、知事等の事務執行の監視・評価を行っていくことを定めたものである。



### 【解説】

- 1 知事等の事務執行の監視・評価については、第3条第1項第2号でも議会の役割として規定しているが、本条では、どのような観点からこの役割を果たしていくべきかを規定した。

具体的には、議会は、知事等の事務執行が、適正かつ公平に、そして効率的に行われているかという観点から監視を行うとともに、知事等の事務執行が当初の意図どおりの効果、成果を挙げたかについて評価を行い、必要と認める場合は、知事等に対し、その施策等の見直しや追加的な対策など、適切な措置、対応を講ずるよう求めることを規定した。

#### (政策の立案及び提言)

第26条 議会は、条例の制定及び改廃、議案の修正、決議等を通じて、知事等に対し、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。

- 2 議員提案による条例又は議会による政策提言を検討するため、それぞれ、議員で構成する組織を設置するものとする。

### 【趣旨】

本条は、第24条の知事等との関係における基本原則を踏まえ、議会が、知事等に対し、積極的に政策立案・提言を行っていくこと、その検討のための組織を設置することを定めたものである。

### 【解説】

- 1 県政課題に関する政策の立案・提言については、第3条第1項第3号でも議会の役割として規定しているが、本条では、どのような観点からこの役割を果たしていくべきかを規定した。具体的には、議会は、知事等の事務執行の監視・評価や、知事から提案された議案の審議を行うだけでなく、議会としても、議員提案による条例の制定・改廃、知事提案議案の修正、決議や意見書の議決、請願の採択、本会議や委員会における議員の質疑・質問、議会としての報告や申し入れなど、様々な機会を通じて、知事等に対し、積極的に政策を立案し、提言を行っていくことを規定した。
- 2 第2項では、議員提案による条例又は議会による政策提言を検討する組織の設置を規定した。

本県では、「山梨県議会政策立案調整会議」が「政策案作成等委員会」を設置して議員提案による条例案又は議会による政策提言案を検討している。

(調査、検討等を行う組織)

第27条 議会は、本会議及び委員会における審議等によるほか、県政の課題の解決及び議会運営に関して必要があると認めるときは、調査、検討等を行うための組織を設置することができる。

【趣旨】

本条は、調査、検討等を行う組織の設置について定めたものである。

【解説】

- 1 本条は、議会在本会議及び委員会の審議、調査のほか、県政の課題解決及び議会運営に関して必要がある場合には、議員で構成する検討組織を機動的に設置し、審査、調査、協議及び検討を行うことを規定した。
- 2 既存の組織としては、「山梨県議会会議規則」(昭和31年議会規則第1号)第128条別表の「協議等の場」がある。

(議会の資料要求等)

第28条 議会は、知事が予算を調製したとき又は知事等が重要な政策若しくは施策を策定し、若しくは変更したときは、知事等に対し、必要に応じて、資料の提供及び説明を求めるものとする。

- 2 知事等は、前項の求めに対し、速やかに対応するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、知事等に対する議会からの資料提供及び説明の要求について定めたものである。

【解説】

- 1 議会在、知事等の事務執行の監視・評価、政策立案・提言等の役割を十分に果たしていくためには、県政の課題に関する情報を有する知事等から、審議や調査等の参考となる資料の提供や説明が適切に行われる必要がある。
- 2 しかし、予算や重要政策等の審議・調査に係る一般的な資料提供・説明要求に関する規定はない。
- 3 本県においては、もとより、予算が調製されたり、重要な政策・施策が立案されたりした際には、知事等から議会に対し適切な資料提供と説明がなされてきたところであるが、これらの行為が今後も適切に行われるよう、本条に明定したものである。  
議会から、必要に応じて、資料の提供や説明を要求するとともに、これに対し知事等が適切に対応するよう求める旨を規定した。
- 4 なお、本条に基づく「資料の提供及び説明の要求」は、あくまで「議会」として行

うものであり、議員個人又は会派が行う「資料の提供及び説明の要求」の根拠となるものではない。

## 第6章 議会改革の推進等

(議会改革の推進と検討組織の設置等)

第29条 議会は、基本理念に基づき、地方分権の時代にふさわしい役割を担うため、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

2 議会は、議会改革の推進状況について、必要に応じて議会改革検討協議会等において検証を行い、その結果を公表するものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会改革の取り組み方針について定めたものである。

### 【解説】

- 1 議会では、これまでも議会改革検討協議会を設置し、積極的に議会改革の取り組みを行ってきたが、議会自らがその改革に継続して取り組んでいく方針を本条で規定した。
- 2 第2項では、これまでの議会改革の取り組みを後退させることのないよう、必要に応じ、その推進状況について議会改革検討協議会等において検証を行うこととし、その結果を公表することを規定した。

## 第7章 議会事務局等

(議会事務局)

第30条 議会は、議会活動の円滑かつ効率的な実施、知事等の事務執行の監視及び評価、政策の立案及び提言等に関する議会の機能の向上に資するため、議会事務局の機能の充実強化及び組織体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局に専門的知識を有する職員を配置するよう務め、また、職員の専門性を高めるために研修その他の必要な措置を講ずるとともに、職員の公正、公平な倫理意識の徹底を期すものとする。

### 【趣旨】

本条は、議会事務局のあり方について定めたものである。

### 【解説】

- 1 議会の機能を強化するためには、その活動を支える議会事務局の機能の充実が不可

欠である。

そこで、第1項では、議会は、本会議や委員会等の議会活動の円滑かつ効率的な実施、知事等の事務執行の監視・評価や政策の立案・提言等の議会の機能の向上のため、議会事務局の充実強化、組織体制の整備に努めるべきことを規定した。

2 議会事務局の機能を充実強化するためには、個々の職員の能力向上も必要である。

そこで、第2項では、職員の任命権者である議長は、専門的知識を有する職員を配置するよう努めるとともに、議会の運営や政策立案・提言など職員の専門的な能力を高めるため、研修の実施や派遣など必要な措置を講ずる必要があることを規定した。

(議会図書室)

第31条 議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営し、及び管理するとともに、その機能の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、議会図書室のあり方について定めたものである。

【解説】

1 議会図書室は、自治法第100条第19項の規定により、議員の調査研究に資するため議会に附置することとされている。

2 本条では、議会は、議員の調査研究を支援するため、議会図書室を適正に運営、管理すること、議会図書室の機能強化等の必要な体制整備に努めることを規定した。

第8章 補則

(他の条例等との関係)

第32条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。

【趣旨】

本条は、議会に関する事項を定める他の条例等との関係について定めたものである。

【解説】

条例の間に法的な優劣はないものの、本条例は議会に関する基本的な事項を定める条例であることから、議会に関する他の条例、規則、申し合わせ等の制定や改廃を行う場合は、本条例の趣旨を尊重し、この条例に規定する内容と整合を図る必要がある旨を規定した。

( 条例の見直し )

第 33 条 議会は、県民の意見、社会情勢の変化等を踏まえ、条例の見直しが必要と認めるときは、この条例について検証、検討を加え、所要の措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、本条例の規定の見直しについて定めたものである。

【解説】

本条は、県民の意見や社会情勢の変化等により見直しが必要と認められる場合、その内容等について検証、検討を行い、その結果に基づいて条例の改正など所要の措置を講ずることを規定した。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。